住所　京都市南区東九条南山王町36番地
洪紹代　昭和29年10月２日生
住所　京都市南区東九条西山町22番地９
田福美　昭和50年８月22日生
住所　京都市南区東九条南山王町36番地５
田炳穂　昭和58年11月４日生
魏成玲　昭和58年12月17日生
田留恋　平成23年７月15日生
田煊　平成26年８月16日生
田琥　平成28年12月28日生
住所　大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番４―303号
戴玉　昭和63年９月26日生
住所　鹿児島県指宿市十二町3857番地８
マサル・ペレン　平成８年４月18日生
住所　岐阜県可児市土田5404番地１
李知仁　平成６年４月30日生
住所　埼玉県吉川市大字保500番地１
ド・ティ・キム・チャウ　昭和59年９月26日生
ド・クオク・カウ　平成９年１月10日生
住所　東京都足立区西綾瀬３丁目36番６号
陳橙　平成３年10月10日生
住所　東京都新宿区矢来町28番地
モニカ・リョウコ・ワカバヤシ　昭和41年12月30日生
住所　静岡県富士市高嶺町７番19号
ティファニー・ヤラ・チャベス　平成７年12月16日生
住所　福岡県久留米市野中町717番地12
ファギンドラ・クマル・リンブ　昭和53年１月８日生
住所　愛知県海部郡大治町大字長牧字浦畑53番地１
金祐次　昭和62年４月10日生
住所　川崎市高津区久末1566番地１
クリスティナ・チェリー・アブラガン・アセトレ　昭和41年12月15日生
住所　広島県東広島市西条町郷曽369番地102
顔艶　昭和55年２月12日生
アンジェラ・アヤカ・ヒガシ　平成18年10月19日生
サブリナ・サヤカ・ヒガシ　平成24年８月27日生
住所　石川県かほく市外日角イ５番地６
金俊輝　平成３年12月25日生
住所　神奈川県厚木市下川入352番地３
ティナ・アウロラ・サンチェス・ラゴマルシノ・ヤマモト　昭和62年３月20日生
住所　相模原市中央区鹿沼台２丁目９番20―909号
アラ・ジェーン・レバドゥリア・ウリュウ　昭和62年４月21日生
住所　千葉県市原市岩崎１丁目23番地１
アジズ・ウディン・アハメド・チョードリ　昭和37年７月31日生
タスフィア・アジズ・チョードリ　平成20年11月18日生
タンジア・アジズ・チョードリ　平成24年９月６日生
タムジド・アハメド・チョードリ　平成26年５月27日生
住所　茨城県日立市宮田町3386番地
李松姫　昭和47年２月17日生
住所　千葉県木更津市畑沢３丁目24番12号
李春花　昭和56年11月23日生

○文化庁告示第五十九号

プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）第十条の規定に基づき、登録事務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第二十四条第二号及び同法施行規則第十八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月三十日

文化庁長官　宮田　亮平

一　指定登録機関の名称及び住所　一般財団法人ソフトウェア情報センター　東京都港区西新橋三丁目十六番十一号　愛宕イーストビル十四階
二　変更後の登録事務を行う事務所の所在地　東京都港区西新橋三丁目十六番十一号　愛宕イーストビル十四階
三　登録事務を行う事務所の所在地の変更を行う年月日　平成二十九年七月三日

○農林水産省告示第千六百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字尾八重字余狩尾二〇二五の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西都市大字片内字樺之越一一八八二の五七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字河内字須野谷一三五九の七（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原字薄霧畑三二四の二、三二五の一、三二六、三二八、三三九、三五二の一、三五八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字薄霧畑三二四の二・三二五の一・三二六・三二八・三五二の一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十月三十日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字上町谷一八〇〇の一、一八〇〇の四、一八〇四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備